

節足動物媒介感染症オンライン説明会 Q&A

2026年7月29日に開催された「節足動物媒介感染症の登録開始に関する説明会」の中であがった質問をまとめました。ご活用ください。

問い合わせ先：iCROWN運営支援室（iCROWN@jihs.go.jp）

ご質問	回答
① オンライン説明会の動画をのちほど視聴することはできますか。	説明会の録画は、iCROWNホームページ（医療機関・自治体の方へ＞アーカイブ）に掲載しております。別途メールでご連絡済みのパスワードを使用してご視聴ください。パスワードが不明な際は、iCROWN運営支援室（問い合わせ窓口）までご連絡ください。 https://icrown.jihs.go.jp/medical-institutions/archive/
② 節足動物媒介感染症用の採取キットを発注したらどれくらいで届きますか。	発注いただいてから納品まで、2週間程度お時間をいただいています。
③ デング熱以外は行政検査等でないと確定診断が困難だと思いますが、行政検査に提出しなかった・できなかった症例でも登録可能ですか。また結果のフィードバックはありますか。	節足動物媒介感染症の選択基準は、「収集対象となる節足動物媒介感染症（デング熱、チクングニア熱、ジカウイルス感染症）が疑われ、病原体検査が実施された症例である」となっています。したがって、蓋然性改善性が高く、対象症例を強く疑ってNS1抗原を含めた迅速キットの検査を実施した症例に関しては登録が可能です。確定診断については、原則として行政検査をご依頼いただければと思いますが、事情によって行政検査でどうしても受け入れが難しかった症例については、当事務局にご相談いただければと思います。 陰性検体に関するフィードバックのスキームは確立してないのが現状です。今後、施設の皆さまの要望をお聞きしながら検討していきたいと考えています。
④ 同意は、今までどおり動画もしくは紙芝居式の説明資料で取るのでしょうか。	はい、これまで症例登録をしていただいているSARIなどの疾患と同様の動画・資料を用いて取得ください。
⑤ 節足動物媒介感染症の症例でも、ヒトゲノム情報を保管するのでしょうか。	iCROWNリポジトリにご登録いただいた症例に関しては、採取いただいた全血の一部をDNA、一部をPBMC、一部を血漿として保管しています。この対応は、節足動物媒介感染症においても変わりません。このうち節足動物媒介感染症症例のDNAを網羅的に解析するかという点については、今後整理される予定であり、まずはDNA検体を保管するのみとなります。
⑥ 残余血清の検査依頼書にある「採取時刻欄」について、分単位まで等詳細が不明の場合は空欄でも問題ありませんか。	分単位での詳細が不明な場合は、ゼロを記載いただき概ねの時間をご記載ください（例：13時代だが詳細不明→13:00）
⑦ 各行政機関での確定検査が原則ということですが、iCROWNリポジトリとして積極的に行政検査を実施して欲しい旨はJIHSから各自治体へ依頼などがなされているのでしょうか。	現時点でJIHSから自治体向けの正式な文書は発出されておられません。